

参考資料

- 1 上尾市教育振興基本計画策定委員会設置規程
- 2 策定経過

1 第3期上尾市教育振興基本計画策定委員会設置規程

令和2年2月20日
教育委員会教育長訓令第1号

教育委員会事務局
市立教育機関
第3期上尾市教育振興基本計画策定委員会

(設置)

第1条 教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項の規定に基づき定める上尾市における令和3年度から令和7年度までの教育の振興のための施策に関する基本的な計画(以下「第3期上尾市教育振興基本計画」という。)の策定を円滑かつ計画的に行うため、第3期上尾市教育振興基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、第3期上尾市教育振興基本計画の案を作成する。

2 前項の規定に基づき第3期上尾市教育振興基本計画の案を作成するため、委員会は、当該案の作成に関し重要事項を協議するとともに、その総合的な調整を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員12人以内をもって組織する。

2 委員長は、教育総務部長の職にある者をもって充てる。

3 副委員長は、学校教育部長の職にある者をもって充てる。

4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てるほか、市立の小中学校長又は中学校長の職にある者のうちから、教育長が任命する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員会を組織する者の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席した副委員長及び委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係職員の会議への出席等)

第6条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の関係職員に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(報告)

第7条 委員長は、第3期上尾市教育振興基本計画の案の作成に関し、教育委員会若しくは市長から要求があったとき、又は必要があると認めるときは、委員会における調査審議の状況を教育委員会又は市長に報告するものとする。

(作業部会の設置)

第8条 委員会に、第3期上尾市教育振興基本計画の案の作成に関し必要な専門の事項を調査検討させるため、作業部会を置く。

2 作業部会を構成する部会員その他作業部会の構成及び運営に関し必要な事項は、委員長が委員会の会議に諮って定める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育総務部教育総務課において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和2年2月28日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

別表 (第3条関係)

教育総務部次長	学校教育部次長	教育総務部教育総務課長	教育総務部生涯学習課長	教育総務部スポーツ振興課長	教育総務部図書館長	学校教育部学務課長	学校教育部指導課長	学校教育部学校保健課長	学校教育部中学校給食共同調理場所長
---------	---------	-------------	-------------	---------------	-----------	-----------	-----------	-------------	-------------------

2 策定経過

開催日		会議名	主な内容
令和元年	12月26日	総合教育会議	策定方針について、基本理念について
令和2年	2月28日	第1回策定委員会	概要把握・スケジュール協議
	3月17日	第1回作業部会	概要把握・スケジュール協議
	10月21日	第2回策定委員会	策定方針について協議
	10月29日	第2回作業部会	基本理念、基本方針、基本目標、施策、主な取組について検討
	11月24日	第3回作業部会	基本理念、基本方針、基本目標、施策、主な取組について調整
	12月2日	第3回策定委員会	12月定例教育委員会提出案決定
	12月23日	教育委員会12月定例会	計画（案）について協議
	12月25日	第4回策定委員会	12月定例教育委員会協議事項による修正、市民コメント原案決定
	12月25日	第4回作業部会	12月定例教育委員会協議事項による修正、ダイジェスト版検討
令和3年	1月8日～ 2月8日	市民コメント募集	計画（案）について意見募集
	1月21日	総合教育会議	計画策定状況説明
	2月9日	第5回作業部会	市民コメントの意見について検討、ダイジェスト版検討
	2月15日	第5回策定委員会	市民コメントの意見について決定、ダイジェスト版決定
	2月17日	教育委員会2月定例会	市民コメントの意見について報告
	3月4日	教育委員会第2回臨時会	計画（案）について協議
	3月24日	教育委員会3月定例会	計画（案）について議決

○上尾市民憲章（昭和 63 年 7 月 15 日制定）

私たち上尾市民は、武蔵野の美しい自然と豊かな歴史と伝統にはぐくまれた郷土に誇りと責任を持ち、人間性あふれた明るく住みよいまちをきずくため、ここに憲章を定めます。

私たちは

- 1 ふれあいを大切にし、あたたかい上尾をつくります。
- 1 体をきたえ、活気ある上尾をつくります。
- 1 きまりを守り、美しい上尾をつくります。
- 1 仕事にはげみ、豊かな上尾をつくります。
- 1 教育・文化を高め、国際感覚を養い、未来をひらく上尾をつくります。

○上尾市スポーツ都市宣言（昭和 51 年 5 月 2 日宣言）

緑豊かな美しい自然、明るく健康的で人間性豊かなまちは私たちみんなの願いです。

私たち上尾市民は、ひとりひとりがスポーツに親しみ、スポーツを通じて心と体をたくましく鍛え、市民相互の交流と連帯感を育くみ、創造的で人間性あふれる上尾市を築くため、ここにスポーツ都市の宣言をします。

- 1 すべての市民がスポーツに親しみ、たくましい心と体をつくりましょう。
- 1 すべての市民がスポーツの仲間をつくり、友情と連帯の輪を広げましょう。
- 1 すべての市民がスポーツを生活にとりいれ、創造性と人間性あふれるまちづくりをすすめましょう。

○上尾市非核平和都市宣言（昭和 60 年 8 月 15 日宣言）

世界の恒久平和と安全は、人類共通の願いである。

しかし、今なお、多くの核兵器が造られ、世界の各地で武力紛争や戦争が絶えない。

わが国は、世界唯一の被爆国として、全世界の人々に被爆の恐ろしさ、被爆の苦しみを訴え、再びこの地球上に被爆の惨禍を繰り返させてはならない。

われわれは、生命の尊厳を深く認識し、わが国の非核三原則が完全に実施されることを願い、すべての核保有国に対し、核兵器の廃絶と軍備縮小を求めるものである。

よって、被爆 40 周年に際し、上尾市は戦争のない、住みよいあすの世界を願い、ここに「非核平和都市」の宣言をする。

○上尾市人権尊重都市宣言（平成 7 年 10 月 3 日宣言）

日本国憲法は、すべての国民に基本的人権を保障しています。

しかし、私たちを取り巻く現実の社会には、同和問題をはじめ障害のある人や女性に対する差別など、基本的人権にかかわる問題が依然として存在しています。

私たち上尾市民は、あらゆる差別をなくし、一人ひとりが人権を尊重し合い自由と平等にあふれた平和で明るい社会を築くため、ここに上尾市を「人権尊重都市」として宣言します。

- 1 お互いに相手の立場にたって考え、思いやりの心を育てましょう。
- 1 人種や民族、家柄、地位、学歴、職業などにこだわらない人間交流を深めましょう。
- 1 家庭や地域、学校、職場などあらゆる生活の場で、人権を尊重する豊かな心をもった社会づくりに努めましょう。

○上尾市子ども憲章（平成 15 年 10 月 1 日制定）

わたしたちは自然・伝統・文化を大切に、豊かな未来をつくりあげるために、ここに「上尾市子ども憲章」を定めます。

ゆめ

夢や希望に向かって、何事にも積極的にチャレンジします。

いのち

力強く大地に根を張って、一つ一つの命を大切にします。

思いやり

やさしさと思いやりの心を持って、ふれあいの輪を広げます。